



どうなる？日本の森林

「暮らしを守る森」のゆくえ

日本の道路の舗装率は90%を超え、森林を身近に感じる人は年々少なくなっている。だが、防災や浄水、地球温暖化防止など暮らしを守る森林の機能は決して軽視できない。昨年从今年にかけ森林に関する法律の改正が立て続けに進んだ。2024年度からは全国民が一人当たり千円の森林環境税を支払うことにもなっている。法改正の背景には何があるのか。あらためて日本の森林のゆくえと私たちの暮らしを考えてみた。

撮影：永野佳世

相次ぐ林業の法改正、背景には何が？

アベノミクスの成長戦略の柱の一つだった農業改革。その改革の手は、農地から森林へと向かった。林業界に求められる「成長」。その物差しは、木を大量に伐採する木材生産量か。それとも環境保全型の新たな担い手の増加なのか。

漫画／所ゆきよし 文／上垣喜寛

国有林伐採の法律が成立

毎年花見に行くようななじみ深い公立公園が、ある日突然、耳慣れない民間企業によって管理・経営されることになった。地域住民に愛されていた桜並木は伐採されてチップになったが、跡地に新しい木は植えられない……。そんな話が近隣で持ち上がったら、どう思うだろうか。しかも、企業がその公園でどのように利益を得るか

は原則自由で、契約期間が終了した後は原状回復する義務もない。近所の公園とは言い難いが、このような法整備が日本の森林を舞台に進んでいる。今年6月に成立した「改正国有林野管理経営法」は、国民の共通財産である国有林に育つ木を伐採・販売できる権利（樹木採取権）をつくり、民間企業にその権利を与える法律だ。

これまでは伐採可能な時期と場

所を設定し、1年ごとに入札で業者を決定していた。今回の法改正

によって、業者が一定の負担金を出すかわりに、数百ヘクタール単位の広大でまとまった面積を最大50年の長期にわたって伐採する特権を与えられる。伐採後に苗木を植え直す（再造林）義務はない。

本来、林業は100年以上のサイクルを見据え、植樹、育成、伐採の循環によって成り立つが、この規定のもとでは業者は、木々をいかに効率よく伐採して販売するかに集中できる。現場の林業者には伐採量のノルマが課せられスピードも求められる。山を崩さないような環境への配慮はなく大型機械での荒い施業になりがちだ。こうした生産性重視の施策はどのような方針でつくられたのだろうか。

ここでもコンセンション

「意欲と能力のある経営者に森

林を集約し、大規模化を進めます」

（2018年1月施政方針演説）と安倍晋三首相が宣言したように、今の林業は森林の集約化を進め、大量伐採と大量の木材販売による「成長」を目指している。戦後の日本の林業政策を見続けてきた愛媛大学名誉教授の泉英二さんは、12年から始まった第2次安倍内閣の「成長戦略」をこう振り返る。

「アベノミクスの第3の矢として『日本再興戦略』が策定され（17年からは『未来投資戦略』）、林業の成長産業化を掲げ、森林の経営管理を『意欲ある林業経営者』に集約化させる方向性が示されてきました。国有林の管理を市町村が行う仕組みや国有林の活用はここから提起されたものです」

「未来投資戦略2017」の提起で、まず法制定に向かったのは、一般市民が所有する民有林を対象にした「森林経営管理法」だった。この法律は民有林のうち、「所有者は意欲がなく、管理できていな

い」と市町村が判断した山を取りまとめ、森林組合や業者に委託して伐採するものだ。所有者の同意がなくても市町村の勧告などがあれば伐採できる特例もあり、泉さんは「行政の強権性が際立っている」と問題を指摘する。

また、未来投資戦略の審議には、大手人材派遣会社パソナグループの竹中平蔵会長が民間議員として参加しており、空港や道路、上下水道といった公共インフラの運営を民間へ切り替えようと提案したという。泉さんは「国有林野もその一環でした」と話す。

このとき竹中会長が提案したのが、「コンセンション方式」の導入で、公共施設の所有権を公的機関に残したまま、運営権のみを民間事業者に設定するものだ。国有林の面積は758万ヘクタールで、東北6県がすっぽり入るほど広い。広大な国有林に育つ木の伐採と販売を民間業者に与えるコンセンション方式は、業者の利益に直結す

ところ・ゆきよし 1947年愛知県生まれ。漫画家。政治の風刺画をテーマに多くの媒体で活動。2009年、日本漫画家協会「大賞」受賞。
うえがき・よしひろ 1983年生まれ。フリーライター、映画監督。共著に「震災以降」（三一書房）ほか。映画「自由貿易に抗う人々」。

る。

泉さんは、「一部の営利企業が木材伐採のためだけに長期にわたる独占的に利用できるような法律の運用となれば、国民の共通財産としての本来の在り方から逸脱する」と指摘する。国有林整備の基本方針は「国土と環境保全の公益的機能を重視する」というものだ。販売のためむやみに伐採する林業施業はこれに沿うのか、疑問が残る。

淘汰される小規模林業者

12年以降の法整備は、大規模集約化した林業への流れで一貫している。その前提は「多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い」というものだがそれは事実だろうか。

日本列島は、その面積の約67%が森林に覆われ、多種多様な木々が育つ世界有数の森林大国だ。樹齢50年の人工林を指して「今が伐り時」という声もあるが、スギの樹齢は一律で50年とは言い難い。戦時中の強制伐採を免れた地域は樹齢100年を超える人工林地帯が多いのも事実だ。200年以上のスギ林のある奈良県の吉野地域には、育てて良い木を残す伝統的技法（長伐期多間伐）があり、質



の維持を心がける林業経営者もいる。また、全国で長期育成をする林業者は数多く、「今年は伐らない」という選択肢を持つ。

高知県土佐清水市で50ヘクタールほどの森林経営をする浜口和也さんは、林業の成長産業化に理解を示すものの、その成長の物差しには首をかしげる。「営利最優先で森に入れば、短期間で過剰な伐採をしたり（一定面積をすべて伐採する）『皆伐』をした後、再造林しなかつたり、環境に負担をかけるような森が増えるでしょう。現時点でも、大規模な伐採跡地の崩壊も目立ってきています」と浜口さん。浜口さんが活動する同県幡多地域では、大規模な皆伐や過度な間伐が広がっている。大型機械を使うために、山に幅の広い道を

切り開くので、山は削られ、ひとたび豪雨や台風が来ると、谷から崩壊したり風を受け止めきれずに風倒木が続出するなど、森林の荒廃が進む。さらに「大量の木材が市場に流れれば供給過剰になり、木材価格が低下します。私たちのようにやみくもに木を伐採せず、環境保全を第一に作業している小規模林業者は淘汰されかねません」と浜口さんは眉をひそめる。

担い手育成に税金活用を

林業はもとより、1次産業の最大の課題は、将来の担い手不足だ。1955年に50万人以上いた林業従事者は、今では5万人を割った（2015年林野庁）。林業者の減

少を食い止めるためにも、山を集約し伐採現場を与えようというのが国の狙いでもあるだろう。しかし、良い木を残して育てる林業者を育成する視点も必要だ。

高知県は大規模林業への補助はしつつも、小さな林業家、担い手を育てる環境を整えるという画期的な施策を打ちだす。14年度に「高知県小規模林業推進協議会」を設置し、安全装備や研修費用、保険代、作業道敷設（国の支援のない細幅の道）など規模の大小に関係なく補助する。初年度45人だった同会の会員数は、5年たった現在560人に増え「300人以上が実際に林業を始めている」と同会代表の中嶋健造さんは言う。

台風被害が相次ぎ、倒木を安全に処理できるスキルを持つ林業者はますます貴重な存在になる。SDGs（持続可能な開発目標）により、安易な大規模伐採よりも、環境保全型の森づくりのニーズは世界的に高まっている。

24年度から国民が徴収される「森林環境税」の予算規模は600億円を超える。その用途は自治体に委ねられるが、木材を伐り、その木材の利活用を進める自治体は少なくない。一過性の使われ方ではなく、次世代の担い手のために使う工夫が試されている。

若者に未来を託す町。 「自伐型林業」で 地域活性化



森林を管理する担い手の育成は大きな課題だ。法改正の目指す大規模化の方向とは別の、森林を守る方法はあるのか。町の財産である町有林を生かしながら、地域住民や移住者とともに小規模分散型林業を實踐し、森林と集落の暮らしを守る鳥取県智頭町の活動を取材した。

撮影／越智貴雄 文／上垣喜寛

若手林業者に山を開放

国有林のような公共の森林を活用し、森林を管理する担い手の育成につなげている事例がある。中国地方の山間にある人口約7000人の鳥取県智頭町だ。

同町に住む大谷訓大さん(38)は、田んぼ約1・5ヘクタールと、約40ヘクタールの山林を先代から引き継いでいる。大阪でサラリーマンとして勤務した後、海外生活をを経て、2010年に地元である同町にUターンした。

大谷さんが取り組む林業は、森林所有者や地域住民が山に入って自ら木材を切り出す林業で、「自伐型林業」と呼ばれる。短期的な生産量を追い求める大規模林業(伐採業)と違い、間伐材を生産しながら残った木の蓄積量(在庫)を増やす長期視点の持続的森林経営だ。低投資・低コストでできるため、現状の材価でも手元に収入が残る手法として全国で実践者が増えている。

15年に大谷さんを中心にした自伐型林業グループ「智頭ノ森ノ学ビ舎」が立ち上がった。智頭町では、担い手育成のための事業に予算をつけ、所有する約58ヘクター

ルの町有林を智頭ノ森ノ学ビ舎に提供、そこを活用した、誰もが林業を学べる研修を委託した。これが新規林業者増加の大きなきっかけとなった。30代を中心に町内外から参加者が集まり、設立当初は6人だったメンバーは3年間で25人になった。

大谷さんは、「数年前まで、孤独に我流で林業をしていたのがうそのようです。今は一緒に学び、仕事をして、飲み交わせる仲間が増えてきました」と、身の回りの変化を振り返る。

「Uターンした私と違い、自伐型林業の参入者の多くは、自身の山林を持っていません。町が町有林を提供し、担い手の育成のバックアップをしてくれたことは、森林や林業に興味のある若者に最初の一步を踏み出すチャンスをつくりました」(大谷さん)

いかに安心して暮らすか

智頭町による林業者育成の発端は、14年にさかのぼる。

当時は、「消滅可能性都市」という言葉が全国的に広がった頃だった。若年女性人口の推移から将来の出生数を予測し、全国の地方自治体をランク付けしたもので、

おち・たかお 1979年大阪府生まれ。フォトグラファー。パラスポーツの魅力を伝えるメディア「カンバラプレス」代表。写真集「切斯ヴィーナス」（白順社）。

人口が減少した町の将来の姿を数値で示していた。国は「地方創生」を叫び、全国の自治体に将来ビジョンを立案させた。

智頭町も15年に「まち・ひと・しごと創生 智頭町総合戦略」を発表。人口減少に歯止めをかけるというよりも、減少は避けられないことを前提として「いかに安心して暮らせるか」を中心課題に据えた。

柱の一つに「自伐林家の郷」という構想があった。同町は、面積の約93%は森林であり、林業で栄えてきた歴史がある。この地で、林業の担い手を育成することは新たな仕事の創出とともに、森林の継承者の育成にもつながる。構想の具体策の一つが、町が持つ町有林の無償提供だった。さらに山の所有者と新規的林業者をマッチングさせる「山林バンク」をつくり、都市住民を自伐型林業者として受け入れる「地域おこし協力隊」の制度もスタートさせた。

しかし「安心した暮らし」は林業だけでは実現できない。そこで、森をフィールドとして自然の中で幼児教育を行う「森のようちえん」や、子育て世代の移住希望者向けに、すぐに入居できる住宅のシェアハウス事業を後押しするようになった。

町の支援策の狙いは的中し、林業に魅力を感じた町内外の住民が集った。提供された町有林が、新規の自伐型林業者によって整備されていくのを見るうちに、町内の森林所有者から「山を任せたい」という声もあがってきた。山の管理を任されて林業を本格的に実践するメンバーが誕生し始め、町と山で仕事をつくる兼業型の林業者が智頭町で生まれている。

「山番」が森を守る

智頭町の活動を調査している鳥取大学地域学部の教授、家中茂さんは、自伐型林業を展開する若手グループの働き方に注目する。

「これまで林業と言えば、森林組合や事業体で、専業として従事するのが基本でした。自伐型林業は、複数の仕事を組み合わせた『生業』をつくっている林業者たちが多いところに面白さがあります」と言う。

智頭ノ森ノ学ビ舎に合流し始めたメンバーの過半数は、一度も林業に関わったことがない未経験者だ。料理人や保育士、大工、パン屋、庭師、ゲストハウス経営者など、さまざまな職業を持ちながら、森と関わって暮らそうとしている。

中には、町の福祉課と連携し、福祉の視点から地域づくりを担う「生活支援コーディネーター」も生まれ、高齢化する過疎山村の貴重な人材になっている。

家中さんはこう続ける。

「智頭で活動する若手の動きは、樹木を伐採して販売するという林業を柱とし、山村の暮らしに根ざしています。そこには、新しい助け合い、互助組織の可能性があります。過疎化する山村では、旧来の互助組織が弱体化し、社会の変化に対応できなくなっているところが多い。自治体やNPOといった組織が代役を担うには限界もあります。森林という環境のもとで、自然の生育の範囲で生活し、仲間同士が小さな仕事の創出を通じて生活を安定させていくような智頭の若手のコミュニティはこれまでにない動きです」

同町には、「山番（やまばん）」という言葉がある。山の番頭さんの意味で、一度携わった山から離れず、責任を持って手入れをすることに由来する。限られた人員で広大な森林を伐採する林業とは別に、兼業型で自伐型林業をする人たちが山に張り付き、森林と集落の面倒を見る。それが、過疎の進んだ山村でも暮らし続けられる智頭町の形だ。



大谷訓大さんの住む、鳥取県智頭町の那岐（なぎ）集落

聞いてみました！

水ジャーナリスト

橋本淳司さん

撮影／永野佳世 聞き手／鈴木貫太郎

見直したい、森林のパワー、森林保全を次世代につなぐために

遠くにあつて眺めたり出かけて行って森林浴。そんな癒やし効果ばかりが注目される森林だが、実はそれだけでなく、私たちの暮らしを守るさまざまな役割を果たしている。水ジャーナリストとして多角的に水の問題を調査研究してきた橋本淳司さんは、「水という視点からみると、防災や水源供給など、多くの人の暮らしを支えるその重要性が見えてくると言う。」

流れてしまいます。

こうした泥水を都市部で利用するには、高額なコストをかけて浄水場の設備を強化したり、殺菌のための薬剤を多く使わなければなりません。水が汚れてしまう要因には、工業廃水など人為的なものもあります。森林の崩壊も水質の低下につながっているのです。

都市と森林の密接な関係

——森林の荒廃は、住宅地にも影響があるのでしょうか。
都市の里山が減少して都会の住民が森に足を運ぶ機会も減り、森林の状況を意識する人は少なくなりました。しかし、水という観点からは、都市と森林は今でも密接につながっています。

森林には地上に降る雨をろ過する浄水機能があります。よく手入れされた森林の土壌には肉眼ではみえない微生物が多く、そこに雨が浸透すると、それらの微生物が細菌や有機物を取り込み、水がろ過されるのです。また、森林の土壌に浸み込んだ雨水は長い年月をかけて土の中を流れ、きれいな湧水になります。森林が荒れると、降った雨がそのまま泥水となって

浄水機能の他に重要なのが、森

の治水機能です。手入れが行き届いた森の土壌には、水を蓄える機能があり、大雨が降ってもその水が一気に川へ流れ込むことはありません。時間をかけて土壌に浸透してから川に流れるので、水量が抑えられ洪水の危険性を緩和させます。

アジア・太平洋戦争以降の日本では経済発展に伴って、大規模な上水道施設が急速に普及しました。今、その施設の老朽化が問題になっていますが、上流にある山林の浄水機能を改善し泥水を出さないという根本的な解決がされればそこにかかるコストも下げることができそうです。取水する水源に、人間が手を加える必要のないほどきれいな水があることは、とても重要なことです。

——都市生活を支えている森林の機能は他にもありますか。
都市の住民が森との関連性を考える場合、「流域」という単位で水の流れを分析することが重要です。降雨や溶けた雪は地表を流れて川に流れ込みます。雨や雪が流れ込む範囲をその川の流域と呼びます。大雨が降った場合、同じ流域沿いに住む人たちは、いわば「運命共同体」になります。上流での大雨が下流に影響を及ぼすからです。

——今回の森林関連法の改正は都市生活にどう影響するのでしょうか。
森林に関わる一連の法改正は、林業の成長産業化を目指したものです。今年6月に成立した改正国有林野管理経営法は、国有林を大規模に伐採、販売する権利を、最長50年間、民間企業に与えるものです。運用次第では、広大な山地の伐採権を得た営利企業による「皆伐」や過剰伐採が増加する恐れがあります。災害に強い森づくりには、小まめに間伐することが有効ですが、皆伐は、対象区画にある木を一気にすべて切ってしまう方策です。作業効率は上がりませんが、雨が土壌に直接降り注ぎ、土砂崩れを起こす危険性が高まり、非常に問題です。さらに皆伐後に

ながの・かよ 静岡県生まれ。フリーカメラマン。暮らしをテーマに活動。

すずき・かんたろう 1981年生まれ。フリーランス記者。米国系新聞社勤務を経て、フィリピン移住。2016年夏まで4年半、マニラで社会問題を中心に取材。

植林をしたとしても、若木だけの山は、治水・浄水機能を十分に果たせません。若木が森林として多面的な機能を果たすのは早くても10年以上かかります。皆伐が進めば、都市部でも洪水などの被害が出る恐れが高まるでしょう。

——森林機能を維持するために市民は何ができるのでしょうか。

東京都を例にとると荒川、多摩川、利根川などいくつかの流域があり、同じ東京都民であっても、住む場所によって流域は異なります。まずは自分がどの流域に住んでいるのかを把握することが重要です。都市部から見ると森は遠くにあると感じます。しかし、森林の浄水機能と治水機能を改善させれば、良質の水を飲めたり、自分たちの地域を洪水から守ることにつながるのです。

今年、地球温暖化防止や国土保全のために、森林を整備・管理する財源として「森林環境税」が創設されました。全国民から一人当たり千円、住民税に上乗せして徴収され、所有する私有林面積や林業就業者数などに応じて、国から自治体に配分されます。徴収が始まるのは、東日本大震災の復興のための「復興税」徴収終了後の2024年度からですが、自治体への配分は、今年度から始まっています。

はしもと・じゅんじ 1967年、群馬県生まれ。水ジャーナリスト。アクアスフィア・水教育研究所代表。NPO法人「地域水道支援センター」理事。水問題やその解決方法を調査、発信している。共著「水がなくなる日」(産業編集センター)、「安易な民営化のつけはどこに」(イマジン出版)など、著書多数。

ます。

森林環境税を取材していても今後の使途が明確に決まっていな自治体も多くあります。森林環境税は都市住民も一律で支払います。森林を所有していなくても、林業で生計をたてていなくても、自分の支払った税金が有効に使われているかチェックする必要があります。

都市と森が支え合う

——都市部にとって有益となる森林環境税の使い道はありますか。

自分の住んでいる町の流域を知り、その上流にある森林を保全するために森林環境税を使えば、都



市住民にとっても、有益になるのではないのでしょうか。

例えば、東京都の水道局には、多摩川の森林保全を担当している職員がいます。こういう職員や森林保全を目的とした事業を拡充するために使う方法もあります。都市に住む子どもたちを対象にして、森林の機能を学ぶスタディツアーを開催すれば、森林の重要性が伝わり、長期的な森林保全につながります。

皆伐された森林の状態を把握し、水の流れを考慮した地域独自の防災マップを作成すれば、大雨や洪水時に有効活用できるでしょう。

森林を適切に保全するには小まめな間伐が重要なのですが、一方で、間伐材は細かったり節があつ

たりして使いづらいという理由で、建築業者や木材加工業者からは敬遠されがちです。しかし、自治体が上流域の森林で間伐された木材を積極的に購入し、公民館などの整備に活用すれば、「森が都市の収益で保全され、都市は森林機能の恩恵を得る」という支え合いの関係性が生まれるでしょう。

自治体による森林環境税の使途に関しては明確に法律で定められていません。森林と流域に関する理解を広めていくことは、災害に強い持続可能な「まちづくり」につながります。自分たちが住む町の防災力を高めるためにも、森林環境税の適切な使い道を市民が自治体に提示・要望していくことも重要だと思っています。